子宮頸がんワクチンの助成を

古川 美智子



費助成は、近隣市町と連答 3ワクチン接種の公いようにすべきでは。

磨町も対象者の負担がな

携し、前向きに取り組む。

期日前投票の簡素化を

枡田理事

前向きに取り組む

行う。 児の接種希望者に。 クチンでゼロ歳から4歳 と小児用肺炎球菌の両ワ ら高校1年の女子、 んワクチンで中学ー年か に国が2分の1の助成を ン接種の助成を行う市町 全国的には10月2日 別成をしている。播 284の自治体で 対象者は子宮頸が

に対し 答 報道があるが詳細は。 子宮頸がんワクチン接種 国の補正予算が通過し 現時点では3ワクチ 平成22年11月26日 「公費助成」 との

ど検討すべきことがある。 県の指導などもあり、 ら3人分の入場券封入な 続きの増加、 な答弁をしているが。 いうちに町の選管で検討

その他の質問

▼高齢者医療制度について





5 され

なっている。も入札が成立することに 入札参加者が1 有効入札参加業

郵便応募型入札要綱の改正を

要綱の改正は必要ない

入札業者が1

-社 で、

入にかかわる入札では、

中学校給食用備品購

必要ないと考える。

業者においても、

応札

綱では、 者数の規定がないことか 付き一般競争入札実施要 い中で賛成多数で承認さ されたが、 の入札に対して質疑がな 率99%と高落札している。 この件では、 現行の郵便応募型条件 多くの反対討論が 賛成討論もな 1社だけ 落札

競争し、 予定発注情報を示して、 録時期にあわせて、 要であり、 で積算したものと考える。 けとわからない状況であ 時点では応札者が1社だ ムく業者が参加できるよ にかかる「物品」 開かれた形の入札が必 できるだけ安価な額 ĬŲ 公表する。 今後は入札登 入札によって の年間

。。 入札執行の日までに入札参加資格を満たさなくなったものは、入札に参加する 入札への参加由以第) ▲改正が必要な一般競争入札実施要綱 理が働くか客観的な見極 恐れがある。 であってもその入札金額 めは難しく、 であれば適切で、 べきではないか。 理が働くよう、 数の規定を設けて競争原 止まりの落札金額になる競争原理が働かず、高 入札応募者の最低有効

住民クラブ

藤田

それを否定することはで が適切な積算であれば、 要綱の改正については 入札応募者数が何社 たとえー社 改正する 競争原

明風会 福原 隆泰

答

農地法も改正になり

ティ農園などの活用は、

保全について、

な支援策を検討したい

減少し続ける農地の

しながら今後、

さまざま

改めて検討したい

有車両の貸し出しを

三村理事 枡田理事

援する。

臨海部の望海公園内

窓口に、町全体として支

協働で青空市の開催を。

JA兵庫南とも連携

を導入したり、

生産者と

を図るため税制の優遇策

農業振興・農地保全

政状況などにより見送った。 要望時に検討したが、 多目的利用を昨年度予算

財

問 める。

県民交流広場事業に

対する積極的な支援は。

生涯学習グル

きない。

川 ース車両のため不可

答

町が取り組む課題に

答

6700㎡の土地の

いつまで放置するのか。 阿閇漁港の埋立許可

業を予算化できないか。 解決するため町民提案事

働によるまちづくりを進

対して住民やNPOと協

質

有車両貸出制度は。 間 地域活動を貼げ

地域活動を助ける町

できるような整備を。の交通公園を多目的利用

10

3者に貸し出しできな

ース車両のため第

小 学 1

3年生

地域の課題を地域で

教室として利用.

や高齢者向けの交通安全



ブル回避、ゴミの減量化、

ステーションのトラ

ゴミ出しマナ

の向



▲住民が使えるようトラックの所有が望まれる

高齢者の負担軽減を踏ま

え、戸別収集はできないか。

人員・

車両の増強、

できない狭い道路などか

全世帯を対象とした

経費の増加、

▲権利はすべて県だが、町が委託料を交付している施設

地連交流施設はなぜ町費か

答

学校長の依頼により

理委託契約が必要では

立するのに、

町と県で管

県か。

置とあるが、

設置は町

的根拠を聞く

依頼行為が法的に成

町が依頼を受け公の施設

所有で、学校の一部だが、

となっている。 町は施設活用。

現在の形

地域連携交流施設は県

として委託金を交付。

に歩む学校を目指して設ない。当施設は地域と共間(全く答えになってい

全く答えになって

▲子宮頸がんはワクチンで予防できる唯一のがん

住民が活用するため

年間事業計画を提出。

契

は県なのに、

なぜ町費で

県所有物、

管理条例

設置は県。

期日前投票では職員

町の選管で検討

為に根拠がなければ、 問 約は交わしていない。 は施設に管理委託はでき は県側では。 契約なければ委託料 また依頼行

件で、

問

答

県が施設を維持管理

書を掲載し、

投票前に自

投票入場券の裏に宣誓

く聞く。

が震える」などの声をよ 書くため「緊張する」「手 票当日に行けない理由を の面前で住所・氏名、

など、簡素化はできないか。 宅で記入してきてもらう

県議会で同様の質問に

県の選管は前向き

経費的な面、

、事務手

家族3人な

緑生会

松本 かをり

めて 町と県で協議の上、活用の設置目的を生かすため 問 制定も行ってな る。町は何の権限を取得か。 い。うやむやにはできな 取得する権限はない。 いきたいと考えて 本来

町が委託料を払っている。 委託料を払うのか。 住民が活用するため、

るもの 権の権利は。 ②公共用財産の範囲に入 ①地方公共団体が設置 ③貸借権または使用貸借 に権利はない 明解な答えは全くな 県に対して回答を求 1 公の施設の具体的要 ③の権利者は ②は県、 ③ は 町

答

1

議会だより No.203 11 平成23年1月24日